

全体財務書類 注記

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が判明していないもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

① 有価証券

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・財務書類作成基準日における市場価格

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・取得原価

② 出資金

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・財務書類作成基準日における市場価格

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・出資金額

ただし、市場価格のないものについて、出資先の財政状況の悪化により出資金の価値が著しく低下した場合には、相当の減額を行うこととしております。なお、出資金の価値の低下割合が30%以上である場合には、「著しく低下した場合」に該当するものとしています。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

なし

全体財務書類 注記

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）・・・・・・・・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物 14年 ～ 50年

工作物 10年 ～ 80年

物品 2年 ～ 15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）・・・・・・・・・・定額法

（ソフトウェアについては、見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。）

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

・・・・・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

なし

② 徴収不能引当金

未収金ならびに徴収不能引当金については、過去5年間の平均不能欠損率により、徴収不能見込み額を計上しています。

③ 退職手当引当金

退職手当債務から組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうちの持分相当額を加算した額を控除した額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

なし

⑤ 賞与等引当金

翌年度の6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

ファイナンス・リース取引については、1件当たりの契約額が300万円以上であり、かつ契約終了後に所有権が移転する場合に限り、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

全体財務書類 注記

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（佐那河内村資金管理方針において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受け払いを含んでいます。

(8) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 会計方針の変更

なし

(2) 表示方法の変更

なし

(3) 資金収支計算書における資金の範囲の変更

なし

3. 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

なし

(2) 組織・機構の大幅な変更

なし

(3) 地方財政制度の大幅な改正

なし

(4) 重大な災害等の発生

なし

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

なし

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

なし

(3) その他主要な偶発債務

なし

全体財務書類 注記

5. 追加情報

(1) 全体財務書類の対象範囲

全体財務書類の対象範囲については、一般会計等財務書類の対象範囲に下記会計を含みます。

団体名	連結方法	比例連結割合
簡易水道特別会計	全部連結	-
農業集落排水事業特別会計	全部連結	-
国民健康保険事業特別会計	全部連結	-
介護保険事業特別会計	全部連結	-
後期高齢者医療特別会計	全部連結	-

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受け払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 表示単位未満の取扱い

表示単位未満の金額は四捨五入することとしておりますが、四捨五入により合計金額が一致しない場合があります。